

# 生命保険相互会社の株式会社化時における現行の寄与分基準による株式割当ての公正・衡平性について

我妻 佳祐\*

2012年9月26日投稿

2013年2月2日受理

## 概要

現在、保険相互会社が株式会社に組織変更する際の株式割当ての基準としては、その時点までに形成された内部留保への寄与度に応じて割り当てる寄与分基準が採用されている。しかし、組織変更後も保険契約からの内部留保は継続して形成されていくことになるが、組織変更前に形成された内部留保と、組織変更後に形成された内部留保は同種の保険契約に基づくもので、その経済的性質は類似しているにもかかわらず、組織変更後に形成された内部留保をその形成に寄与した者へ帰属させる手段が不十分であるため、結果的に契約後の経過年数が浅く、年齢の若い保険契約群団にとって不利な取扱いとなる。また、実務上で採用されている将来利益を勘案した寄与分を用いる方法においても、実務上の限界により、完全には解決されず、また、どちらの方法においても組織変更後早期に解約が発生した場合に公正・衡平性が担保できない。

**キーワード：** 相互会社の株式会社化、寄与分、ネット・アセット・シェア

## 1 はじめに

平成7年の保険業法の全部改正において、相互会社から株式会社への組織変更（以下、本論文中において特段の断りがない限り単に「組織変更」と言った場合は、相互会社から株式会社

への組織変更を指すものとする。）が規定されてから15年ほど経過し、その間に4つの生命保険相互会社<sup>1</sup>について、実際に組織変更が行われた。現行の保険業法では、組織変更時の社員への株式の割当ては、組織変更時点での「寄与分<sup>2</sup>」に応じてなされることとされており、この寄与分とは、組織変更時点においての、そ

---

\* 金融庁（人事院行政官国内研究員制度により京都大学大学院理学研究科博士後期課程に派遣中）  
〒606-8502 京都市左京区北白川追分町  
email: k-waga@math.kyoto-u.ac.jp

---

<sup>1</sup> 大同生命、太陽生命、三井生命、第一生命。2012年9月時点。

<sup>2</sup> 保険業法第90条第2項